



しまね
長寿の住まい
リフォーム
助成事業
by 島根県

一室でも

耐震補強 リフォームの 助成事業

地震は私たちの平和な日常を一瞬にして奪い去ります。
地震から身を守るためには、我が家の耐震性能を調査し、
必要な補強を行うことが重要です。

しまね長寿の住まいリフォーム助成事業は、
既存木造住宅の一室でも耐震補強するためのリフォームに要する
工事費の一部を助成します。

助成内容

募集期間	平成25年4月1日～平成26年1月31日 *平成26年3月15日までに完了する工事を対象とします。
助成対象者	島根県内の昭和56年5月31日以前に工事着手された階数2以下の既存の一戸建て木造住宅の所有者(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上のもので自己所有物件に限ります。)
補助金額	耐震改修に要する [工事費の23%以内の額] 一戸あたり上限40万円 ●対象工事費が20万円以上が対象です。また、バリアフリー工事と併せて実施する場合の限度額は、それぞれで40万円(最大80万円)です。
助成の条件	●改修後に「部分的耐震性能」を有すること、又は上部構造評点が1.0以上であること ●昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅で、改修前の上部構造評点が1.0未満であること[部分的耐震性能、補助の対象となる耐震改修工事については、裏面をご覧ください。]

助成の対象工事の一例

I 耐震性能を向上させる工事

1. 基礎の補強・劣化対策

- 基礎の新設、基礎の取替え、打ち増し
- 炭素繊維シートによる補強

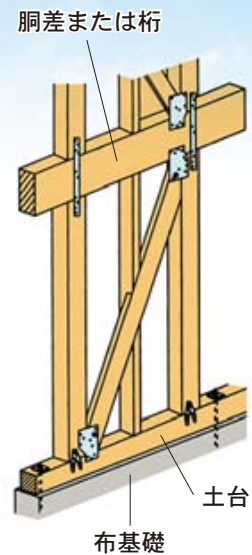
2. 耐震壁の設置、増設及び設置に係る既存壁の撤去 (処分費を含む。)

- 筋交い等による補強
- 構造用合板による補強
- 石膏ボード等の壁材による補強
- 壁紙等の壁仕上げ材及び接合部の金物類の設置
- 耐震壁の設置の際に必要な、既存の天井、床、壁(耐震壁ではない)の一時撤去・復旧(処分費含む。)

3. 屋根の軽量化

4. 柱、梁、土台等の新設、取り替え

- 柱、梁、土台等の構造上必要な軸組の新設、取替及び劣化部分の補修(金物類の設置を含む。)



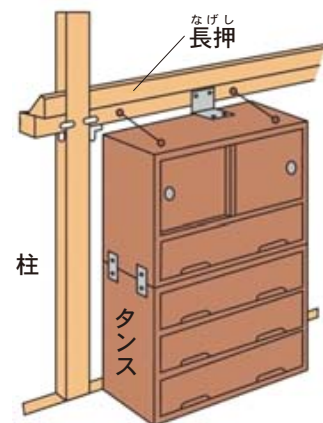
II 地震により転倒する危険性のある家具等の固定工事

5. 家具の固定工事

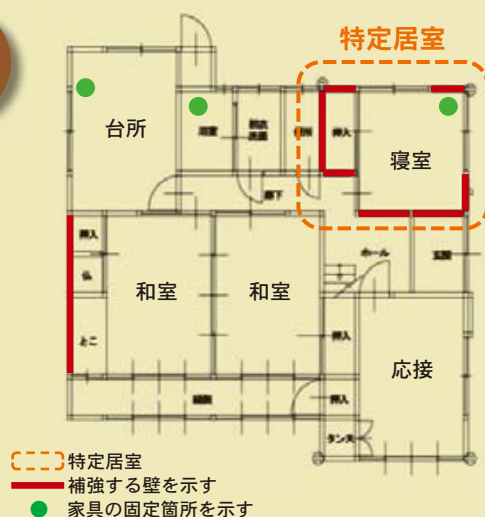
- L型金具による転倒防止措置
※ただし、柱、壁及び天井等に固定しない取り外しが容易な耐震用器具の設置は除きます。(ポール式器具等)
- 2段重ねの家具類の上下固定

6. 飛散等防止措置

- ガラス面への飛散防止フィルム貼り
- 開き扉のある棚類等の戸開き防止器具の取り付け



改修例



助成の対象経費の例

〔特定居室の補強工事〕

- 耐震壁(筋交い・構造用合板)の設置(耐震補強に伴う、壁・天井等の撤去・復旧を含む)
- 本棚の転倒防止措置

〔特定居室以外の補強工事〕

- 耐震壁(筋交い・構造用合板)の設置(耐震補強に伴う、壁・天井等の撤去・復旧を含む)
- 屋根の軽量化
- 基礎の打ち増し
- 食器棚の転倒防止措置

『部分的耐震性能』とは…

県が独自に定めた3つの技術基準により、大規模地震時に、圧死することなく生存できる空間を確保するために、有効と考えられる住宅の性能です。

技術基準 1

『特定居室』^{※1}の『部分評点』^{※2}が**1.5以上**であること

技術基準 2

特定居室内の家具等に、『転倒防止措置』^{※3}が講じられていること

技術基準 3

改修後の上部構造評点が、改修前の数値を**下回らない**こと

※1:居室、寝室等の居室(1階に存する避難上有効な開口部を有するものに限る。)のうち、部分的な補強を行うもの

※2:居室1室を耐震補強した場合(部分的な補強)の耐震性の評価

※3:地震による家具等の転倒を防止する工事

注)部分的耐震改修は、想定する地震による揺れ(震度6強)により、ある程度は損傷を受けても圧壊には至らず、最低限、特定居室内の居住者の生命が確保されることを目的としています。地震による揺れは、地震波の状況や地盤の状況、建物の固有の状況(建物形状、構造部材の劣化、個別の部材特性、施工精度等)により、それぞれの建物毎に異なります。

また、想定震度を超える規模の地震が起こる可能性もあります。

部分的耐震改修を行うことは、地震時に建物が倒壊や圧壊、破壊しないことを確約するものではありません。

◎耐震診断費は助成の対象ではありません。

市町村の木造住宅耐震診断費補助制度をご利用ください。

耐震診断費 補助制度

右記の市町村では、昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅に対する耐震診断費の補助制度を実施しています。詳しくは各市町村の受付窓口へお問い合わせください。

市町村名	受付窓口
松江市	松江市役所建築指導課 ☎0852-55-5342
浜田市	浜田市役所建築住宅課 ☎0855-25-9632
出雲市	出雲市役所建築住宅課 ☎0853-21-6720
益田市	益田市役所建築課 ☎0856-31-0668
大田市	大田市役所都市計画課 ☎0854-82-1600
安来市	安来市役所建築住宅課 ☎0854-23-3233
江津市	江津市役所都市計画課 ☎0855-52-2501
雲南市	雲南市役所都市建築課 ☎0854-40-1064
奥出雲町	奥出雲町役場財産管理室 ☎0854-54-2530
飯南町	飯南町役場建設課 ☎0854-72-1900
川本町	川本町役場住民課 ☎0855-72-0632
美郷町	美郷町役場総務課 ☎0855-75-1211
邑南町	邑南町役場建設課 ☎0855-95-1120
津和野町	津和野町役場建設課 ☎0856-74-0081
吉賀町	吉賀町役場建設水道課 ☎0856-79-2212
海士町	海士町役場環境整備課 ☎08514-2-1825
西ノ島町	西ノ島町役場地域振興課 ☎08514-7-8131
知夫村	知夫村役場建設課 ☎08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町役場建設課 ☎08512-2-8564

補助対象 チェックシート

項目ごとに チェックしてみてください。



用語の定義

- ※1 **木造住宅**: 柱梁等の主要構造部が木造である、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅
- ※2 **耐震診断**: 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づく、既存木造住宅の地震に対する安全性の評価方法
- ※3 **上部構造評点**: 「耐震診断」により算出された木造住宅の耐震性能の評価
- ※4 **特定居室**: 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居間、寝室及び食事室等の居室で、1階に存するもの
- ※5 **部分評点**: 県が定める計算方法により算出された、木造住宅の部分的な耐震性の評価(計算方法は財団法人島根県建築住宅センターHP参照)
- ※6 **家具等**: タンス・食器棚等の家具及び冷蔵庫等の電気製品等で、災害時に転倒等の危険性のあるもののうち、高さ1.2m以上のもの

1 昭和56年5月31日以前に着工された階数2以下の木造住宅^(※1)ですか？
 はい(設問2へお進みください) いいえ(補助対象外)

2 耐震診断^(※2)の結果、上部構造評点^(※3)は1.0未満でしたか？
 1.0未満である(設問6へお進みください) 1.0以上である(助成事業の対象外)

3 今回の工事で、上部構造評点がいくらになりますか？
 1.0以上になる 1.0未満になる(4へお進みください)

助成対象になります

4 工事完了後に、特定居室^(※4)の部分評点^(※5)が1.5以上確保されていますか？
 はい(設問6へお進みください) いいえ(助成事業の対象外)

5 工事完了後に、特定居室内の家具等^(※6)に転倒防止措置が講じられていますか？
 はい(設問6へお進みください) いいえ(対象外)

6 改修後の上部構造評点が、改修前の数値を下回っていませんか？
 はい いいえ(対象外)

助成対象になります

しまね長寿の住まいリフォーム助成事業の利用に合わせた住宅リフォームローンの金利優遇について

下記の金融機関において、この助成事業を利用した住宅リフォームローン貸付金利の優遇が受けられます。

金融機関及び金利優遇の概要等

金融機関名	優遇の概要
しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」の金利引き下げプランの適用条件に、「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」の利用を追加。
島根中央信用金庫	金利選択型住宅ローン「だんらん」の金利引き下げ項目に、「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」の利用を追加。
日本海信用金庫	「日本海しんきん住宅ローン」の金利割引項目に、「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」の利用を追加。
県内 J A	「とくとくプラン」、「リフォームローンⅠ型、Ⅱ型」において金利を引き下げる。

※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。

●「一室でも耐震補強リフォーム」の助成についての **お申し込み・ご相談は**

(一財) 島根県建築住宅センター

〒690-0883 松江市北田町35-3[建築会館] ☎0852-26-4577

島根県建築住宅センター

検索

<http://www.simajyu.jp/>

島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ 〒690-8501 松江市殿町1番地[南庁舎4F] ☎0852-22-6587